

関西防災・減災プラン(感染症対策編(鳥インフルエンザ・口蹄疫等))の改訂概要【中間案】

1. 改訂の背景・趣旨

- (1) 平成30年に国内で26年ぶりに発生した豚熱において、野生いのししを介して感染が拡大したことを踏まえ、野生動物の捕獲の強化、経口ワクチンの散布など、関西圏域における野生動物関連の対策を強化
- (2) アフリカ豚熱の侵入脅威の高まりから、予防的殺処分の対象疾病に追加されたことも踏まえ、関西圏域における対策を強化
- (3) その他、令和2年に改正された家畜伝染病予防法(以下「家伝法」)、特定家畜伝染病防疫指針を踏まえ、関西圏域においても事業者との連携や、飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導等を強化

2. 主な改訂内容

(1)対象疾病、プラン名称等の変更

- ① 計画対象疾病に豚熱、アフリカ豚熱を加え、プラン名称「感染症対策編(鳥インフルエンザ・口蹄疫等)」を包括的に「感染症対策編(家畜伝染病)」に変更
- ② 法令上の疾病名称の変更を反映(豚コレラ→豚熱、アフリカ豚コレラ→アフリカ豚熱)

(2)事業者の役割と連携

- ① 新たに家伝法に規定された関連事業者の役割の記載【Ⅰ－6(5) p8】
 - ・飼料業者など関連事業者による、倉庫や車両の消毒など病原体の拡散防止措置
 - ・農林水産省、府県、市町村が行う発生予防及びまん延防止のための措置への協力
- ② 特殊自動車・操縦者の確保に向けた事業者との連携の推進【Ⅱ－4(2)③ p23】
 - ・円滑かつ的確な防疫作業に向け、構成府県・連携県は、平時から重機・フォークリフト等の特殊自動車・操縦者の調達先の確認、及び調達先事業者等との協力協定の締結を推進
 - ・広域連合は、関係事業者・団体との既存の協力協定が家畜防疫にも円滑に機能するよう事業者等と調整

(3)飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- 農場における飼養衛生管理を徹底するため、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充に基づき、家畜の所有者に対する指導・助言等を強化【Ⅱ－5 p23、Ⅲ－第3－12 p42】
- ① 衛生管理区域に入る者、汚染された畜舎・倉庫等から出る者のみに課されていた消毒義務について、いずれの場合も出入りする者両方に義務づけ
 - ② 家畜の所有者に、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理責任者の選任を義務づけ
 - ③ 飼養衛生管理指導等指針(農林水産省)に基づき、府県は飼養衛生管理指導等計画を策定
 - ④ 知事は、まん延防止措置として家畜所有者に対して指導・助言を経ずに緊急に勧告・命令
 - ⑤ 命令違反者に対する公表措置及び罰則の新設等

(4)予防的殺処分への対応

- ・アフリカ豚熱は、高致死率で有効なワクチンが存在しないことから、今般の家伝法改正により、従来口蹄疫にのみ認められていた予防的殺処分の対象疾病に追加。野生動物で感染が確認され、家畜に伝染するおそれがある場合も対象
- ・予防的殺処分は未感染の家畜も含めた殺処分であることから、真に他の手段がない場合等の措置として、農林水産省が実施を決定し、発生府県が緊急防疫指針に基づき実施
- ・と殺の場合に準じ、構成府県・連携県及び近畿農政局は家畜防疫員の派遣など必要な応援を実施、広域連合は家畜防疫員以外の派遣などの応援調整を実施【Ⅲ－第3－5 p35】

(5)野生動物関連対策の強化

- 今般の豚熱は野生いのししを介して感染拡大したことから野生動物関連の対策を強化
- ① 野生動物関連の発生予防対策【Ⅲ－第2各項目 p29-30】

構成府県・連携県は、関係団体等と連携し、野生動物関連の発生予防対策を実施

 - ア 野生動物の調査
平時から野生動物における感染状況の調査を実施
 - イ 野生いのししの捕獲の強化及びウイルスの浸潤状況の確認
野生いのししの感染が見られた周辺地域等では「捕獲重点エリア」を設定して捕獲を強化し、感染状況等の調査を推進
 - ウ 野生いのししへの経口ワクチンの散布
ウイルスの拡散を防止するため、野生いのししに経口ワクチンを散布
R1.9月以降広域的な散布エリアを構築
 - エ 豚熱の予防的ワクチンの接種
「ワクチン接種推奨地域」において、飼養豚に対する予防的ワクチンの接種を実施
→広域連合は上記の実施状況等について構成府県・連携県に情報共有
 - ② 野生動物に対するまん延防止対策【Ⅲ－第3各項目 p33-44】

野生動物において陽性が判明した際に、家畜において患者・疑似患者が発生した場合に準じて防疫措置等を実施



野生いのししに対する経口ワクチン散布エリア

項目	発生府県の対応	広域連合の対応
感染の疑いの判明時の対応	農林水産省への報告、野生動物が確認された地点の消毒、周辺農場の確認及び防疫措置を実施するための準備開始、半径10km以内の移動自粛等の指導、関係市町村、隣接府県、広域連合への連絡 等	構成府県・連携県への情報共有
病性判定時の対応	患者等発生時に準じ、情報連絡、体制整備、報道機関への公表口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の陽性判定の場合、対策本部を設置	警戒本部、対策本部の設置
予防的殺処分	農林水産省の防疫指針に基づき、と殺に準じて実施(構成府県等は発生府県の要請に基づき家畜防疫員を派遣)	家畜防疫員以外の派遣、防疫資材以外の物資融通
通行の制限	野生動物の確保地点または近隣の農場周辺の通行制限を実施	情報共有
移動の制限	野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において移動制限区域を設定(豚熱ワクチン接種地域を除く)	情報共有
消毒ポイントの設置	野生動物が確認された地点周辺の山道の出入口、近隣の農場周辺、移動制限区域の境界等に消毒ポイントを設置	情報共有、広域交通拠点等の消毒徹底依頼
風評被害対策	野生いのししのように、その肉が商業利用されている場合には、家畜の場合と同様に風評被害対策を実施	関西圏域での統一的な情報発信

- ③ 豚熱にかかるフェーズ別の発生予防・まん延防止対策【Ⅲ－第2－5 p30-32】

野生いのしし・豚の感染区域の段階的拡大にあわせ、フェーズごとに構成府県・広域連合等の対応内容を整理した「フェーズ表」(別紙)を作成し、関西圏で連携した対策を実施

(6)その他

- ・畜産物の輸出入検疫の強化(家畜防疫官の権限強化等)【Ⅱ－7 参考 p24】
- ・食品残さの適切な処理(不特定多数が出入りする公園等でのごみ放置禁止等について広域連合においても啓発を実施)【Ⅱ－9 p25】

【関西広域連合の役割】国・府県・市町村が家伝法等に基づき実施する家畜伝染病対策が円滑に進められるよう、関西広域連合は、構成府県・連携県間の情報共有を図り、防疫措置の関連・付随業務の広域応援調整や、関西圏域での統一的な情報発信等を実施